

- (3) 教育庁教育事務所の5カ所（信夫、郡山、北会津、石城、相双）に保健体育担当の指導主事がおり、県下5地区の指導にあっている。
- (4) 市町村教育委員会のうち福島、郡山、若松、平では保健体育課を設置して、専門職員が指導し効果をあげている。
- (5) 市町村体育協会は主として体育指導委員、市町村教育委員会職員等が当っており、107市町村中62市町村に設置されている。
- (6) スポーツ少年団の指導には、主として体育指導員が当っている。

（18市町村に結成され、518団体、団員約11,000人で全国第2位である。）

〔施策の目標〕

- (1) 県体協の傘下の各競技団体に専任の事務担当者をおき、会の運営を活発にする。
- (2) 体育指導委員の特技、地域と種目についてバランスを考えて任命する。
- (3) 市町村教育委員会に体育課、または、体育係において専門職員を配置し、体育施設の管理と指導にあたる。
- (4) 教育事務所に体育係主事を5名にとどまらず全教育事務所に配置し、効果をあげる。
- (5) スポーツ少年団を、昭和45年度を目標に県下全市町村に結成し、青少年の健全育成をはかる。

〔施策の内容〕

- (1) 総合スポーツセンター職員、各競技場職員について次のとおり配置するよう検討する。

ア 総合スポーツセンター職員

		職 員 数	備 考
所次主事技指導主	長	10人	1人 × 10
	事	10	〃
	補	20	2 × 10
	師	10	1 × 10
	事	10	〃
		30	3 × 10

イ 各競技場職員

			陸上競技場	体育館	水泳プール	野球場	サッカー場	弓道場	柔剣道道場	テニス場	合宿所	計
汽	備	士	-	8	-	-	-	-	-	-	4	12
用	務	員	5	8	14	4	4	6	8	5	4	58
臨	用	務	10	16	28	8	8	12	16	10	8	116